第九十四条の二第一項第一号中「原子力発電所以外に属する」を削り、同項第五号及び第六号並びに同条第二項を削り、同条第三項中「経済産業大臣（特定電気工作物（原子力発電所に属するものを除く。）に係る定期事業者検査の場合にあっては、その特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）」を「特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）」に改め、同項第一号及び第二号中「経済産業大臣」を「産業保安監督部長」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「経済産業大臣」を「産業保安監督部長」に改め、同項を同条第三項とする。

第九十四条の三第一項第三号及び同条第二項から第五項までを削る。

第九十四条の四第二項中「原子力発電所に属する特定電気工作物に係る前項各号に掲げる事項については、その特定電気工作物が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとし、それ以外の特定電気工作物に係るものについては、同項第一号」を「前項第一号」に、「、当該」を「当該」に、「第五十五条第四項」を「第五十五条第六項」に改める。

第九十四条の四の二を削る。

第九十四条の五第一項中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、同項第一号中「（原子力発電所に係るものを除く。以下この号において同じ。）」を削り、同条第二項を削る。

第九十四条の六中「機構又は」を削る。

第九十四条の七第二項及び第三項を削る。

第九十四条の八第一項中「、第九十四条の四第一項各号及び第九十四条の四の二第三項各号」を「及び第九十四条の四第一項各号」に、「、第五十二条第一項並びに」を「及び」に改め、「及び第三項」を削る。

第百三十三条の二を削る。

様式第五十一中「第70条第１号又は第４号」を「第70条第２号」に改め、「（試験）」及び「（試験のために）」を削る。

様式第五十三から様式第五十五までを次のように改める。

様式第53から様式第55　削除

様式第五十六中「又は格納容器等」を削る。

様式第六十の二を削る。

様式第六十一を次のように改める。

様式第61　削除

様式第八十四の裏面中「第107条　経済産業大臣」を「第107条　主務大臣」に、「６　経済産業大臣」を「６　主務大臣」に改める。

別表第二発電所の項二の（二）の１の(3)を削り、同項二の（二）の１の(4)を同項二の（二）の１の(3)とし、同項二の（二）の１の(5)を同項二の（二）の１の(4)とし、同項二の（二）の１の(6)を同項二の（二）の１の(5)とし、同項二の（二）の２の⑽中「（原子力発電所に設置される又は設置されている非常用予備発電装置に係るものを除く。）」を削り、同項二の（二）の３の(1)の中欄を削り、同項二の（二）の３の(2)を削る。

別表第三の一の下欄中「ばい煙に関する」を「ばい煙（大気汚染防止法第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する」に改め、同表の一の（二）の７の中欄６中「附属するばい煙処理設備」を「附属するばい煙の処理設備（以下「ばい煙処理設備」という。）」に改め、同表の一の（三）を削り、同表の一の（四）を同表の一の（三）とし、同表の一の（五）を同表の一の（四）とし、同表の一の（六）を同表の一の（五）とし、同表の一の（七）の10中「（原子力発電所に設置される又は設置されている非常用予備発電装置に係るものを除く。）」を削り、同表の一の（七）を同表の一の（六）とし、同表の一の（八）の１の中欄中「原子力発電所にあっては、中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能」を削り、同表の一の（八）の１の下欄中「原子力発電所にあっては、中央制御室の機能に関する説明書並びに中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能に関する説明書」を削り、同表の一の（八）の２を削り、同表の一の（八）を同表の一の（七）とする。

（電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第十四条　電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「検査」の下に「（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）」を加え、「第百十二条第一項」を「第百十二条第二項」に改める。

第二条の二中「第百十二条第一項」を「第百十二条第二項」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第四条中「第五十二条第三項の審査」の下に「（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）」を加え、「第百十二条第一項」を「第百十二条第二項」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第六条第一項中「法第五十五条第四項の審査」の下に「（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）」を加え、「原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外のものにあっては、」を削る。

別表第二中

一　発電所の設置の工事	千四十八万二千六百円
（一）原子力発電所の設置の工事	千五十万千六百円
（二）その他の発電所（発電所のうち水力発電所、火力発電所、原子力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所以外のものをいう。以下同じ。）の設置の工事	十四万九千六百円
二　発電所の変更の工事	
（一）発電設備（発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体をいう。以下同じ。）の設置の工事	千十四万二千七百円
1　原子力発電所における発電設備の設置の工事	千十六万千七百円
2　その他の発電所における発電設備の設置の工事	十四万九千六百円

を

一　発電所のうち水力発電所、火力発電所、原子力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所以外のもの（以下「その他の発電所」という。）の設置の工事	十四万九千六百円
二　その他の発電所の変更の工事	
（一）発電設備（発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体をいう。以下同じ。）の設置の工事	十六万二百円

に改め、同表の二の（二）の１を削り、同表の二の（二）の２を同表の二の（二）の１とし、同表の二の（二）の３を同表の二の（二）の２とし、同表の二の（二）の４を同表の二の（二）の３とする。

別表第三を次のように改める。

別表第三　削除

別表第四中第一号を削り、第二号を第一号とする。

別表第五を次のように改める。

別表第五　削除

別表第六中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。